

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則
岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(教育総務課)二五九
(同)二六〇

公 示

土地改良事業の工事の完了
水源地域の指定の区域の案の縦覧
水源地域の指定の解除案の縦覧
土地改良区役員の退任及び就任
落札者等に関する公示

(農地整備課)二六一
(治山課)二六一
(同)二六一
(恵那農林事務所)二六二
(会計課)二六二

正 誤

目次中訂正
岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則中訂正
建築士法第十五条第三号の規定に基づく指定に関する告示
の一部改正中訂正

(法務・情報公開課)二六三
(人事課)二六三
(建築指導課)二六三

規 則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十四日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第八号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立岐阜北高等学校の部、岐阜県立羽島北高等学校の部、岐阜県立大垣南高等学校の部、岐阜県立大垣西高等学校の部、岐阜県立斐太高等学校の部、岐阜県立関高等学校の部及び岐阜県立山県高等学校の部中

「	全日制の課程	普通科	を	「	全日制の課程	普通科	」
					全日制による	普通科	
					単位制	普通科	

に改め、同表岐阜県立吉城高等学校の部中

「	普通科	」
---	-----	---

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年四月二十四日

第二千九百四十一号

平成三十年四月二十四日

(火曜日)

<table border="1"> <tr> <td>全日制の課程</td> <td>普通科</td> </tr> </table>	全日制の課程	普通科	<p>に改め、同表岐阜県立益田清風高等学校の部中</p> <table border="1"> <tr> <td>全日制の課程</td> <td>普通科</td> </tr> </table> <p>を</p>	全日制の課程	普通科	<p>に改め、同表岐阜県立郡上北高等学校の部中</p> <table border="1"> <tr> <td>単位制による全日制の課程</td> <td>総合学科</td> <td>農業に関する学科 林科学科</td> <td>普通科</td> </tr> </table> <p>を</p>	単位制による全日制の課程	総合学科	農業に関する学科 林科学科	普通科	<p>に改め、同表岐阜県立郡上高等学校の部中</p> <table border="1"> <tr> <td>全日制の課程</td> <td>普通科</td> <td>理科、数学に関する学科</td> <td>理数科</td> </tr> </table> <p>を</p>	全日制の課程	普通科	理科、数学に関する学科	理数科										
全日制の課程	普通科																								
全日制の課程	普通科																								
単位制による全日制の課程	総合学科	農業に関する学科 林科学科	普通科																						
全日制の課程	普通科	理科、数学に関する学科	理数科																						
<table border="1"> <tr> <td>全日制の課程</td> <td>商業に関する学科</td> <td>普通科</td> <td>ビジネス会計科、経営情報科</td> </tr> </table>	全日制の課程	商業に関する学科	普通科	ビジネス会計科、経営情報科	<table border="1"> <tr> <td>単位制による全日制の課程</td> <td>普通科</td> <td>普通科</td> </tr> </table>	単位制による全日制の課程	普通科	普通科	<table border="1"> <tr> <td>単位制による全日制の課程</td> <td>総合学科</td> <td>農業に関する学科</td> <td>普通科</td> <td>商業に関する学科</td> <td>食品流通科、森林科学科</td> <td>普通科</td> </tr> </table>	単位制による全日制の課程	総合学科	農業に関する学科	普通科	商業に関する学科	食品流通科、森林科学科	普通科	<table border="1"> <tr> <td>単位制による全日制の課程</td> <td>理科、数学に関する学科</td> <td>普通科</td> <td>理科、数学に関する学科</td> <td>理数科</td> <td>普通科</td> <td>理科、数学に関する学科</td> <td>理数科</td> </tr> </table>	単位制による全日制の課程	理科、数学に関する学科	普通科	理科、数学に関する学科	理数科	普通科	理科、数学に関する学科	理数科
全日制の課程	商業に関する学科	普通科	ビジネス会計科、経営情報科																						
単位制による全日制の課程	普通科	普通科																							
単位制による全日制の課程	総合学科	農業に関する学科	普通科	商業に関する学科	食品流通科、森林科学科	普通科																			
単位制による全日制の課程	理科、数学に関する学科	普通科	理科、数学に関する学科	理数科	普通科	理科、数学に関する学科	理数科																		

に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十四日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第九号

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会表彰規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（欠格条項）

第三条の二 次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰しないものとする。

- 一 刑に処せられた者（言い渡しを受けた刑がその効力を失っている者及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四十五号）に違反して罰金刑に処せられた者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 現に起訴されている者

四 前三号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと県教育委員会が認めるもの

第七条第二項中「各号」を削り、同項第四号中「身分調査」を「刑罰等調査」に改

の課程	商業に関する学科	ビジネス会計科、経営情報科
単位制による全日制の課程	総合学科	
を		
単位制による全日制の課程	普通科	普通科
単位制による全日制の課程	商業に関する学科	ビジネス情報科
総合学科		

める。
別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

刑罰等調書

氏名 生年月日

現住所

1 刑罰（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を除く。）の有無

2 破産宣告又は破産手続開始決定の通知の有無

上記のとおり相違ありません。

年月日

市町村長 氏 印

附則
この規則は、公布の日から施行する。

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 （保全合理化型）	粕川一ノ井幹線用水地区	平成三〇・二・二三

水源地域の指定の区域の案の縦覧

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により水源地域を指定したので、同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の区域の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域内の土地の所有権等（条例第二条第二項に規定する所有権等をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の区域の案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 水源地域の指定の区域の案及び縦覧場所

市町村名	指定の区域	縦覧場所
高山市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市農政部林務課

（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 縦覧期間

平成三十年四月二十四日から
平成三十年五月七日まで

三 注意事項

- 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
- 1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 2 指定しようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項

水源地域の指定の解除案の縦覧

水源地域の指定を解除したいので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号。以下「条例」という。）第十三条第八項において準用する同条第四項の規定により、次のとおり水源地域の指定の解除案を公衆の縦覧に供する。

なお、解除しようとする区域内の土地の所有権等（条例第二条第二項に規定する所有権等をいう。以下同じ。）を有する者及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、当該水源地域の指定の解除案について岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 水源地域の指定の解除案及び縦覧場所

市町村名	指定の解除案	縦覧場所
郡上市	次の図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課

（「次の図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 縦覧期間

平成三十年四月二十四日から
平成三十年五月七日まで

三 注意事項

- 意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
- 1 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - 2 解除しようとする区域内の土地の所有権等又は利害関係を有することを明らかにする事項

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住	所
えな土地改良区	平成二〇・二・二六	理事	山本道一	恵那市武並町竹折	一一九番地二

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住	所
えな土地改良区	平成三〇・三・二六	理事	伊藤孝男	恵那市武並町竹折	一三三五番地二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百一十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年四月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気 2,705,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年12月20日
- 4 落札者を決定した日 平成30年1月30日
- 5 落札者の住所及び氏名 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社
代表取締役 岩根 茂樹

6 落札金額 47,930,864円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者並びに開札の公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
四二一四号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びに開札の公示とする。

平成三十年四月二十二日付

岐阜県知事 中 田 肇

1 調達物品の名称及び予定数量 無鉛ハイオクガソリン 63,000L

無鉛レギュラーガソリン 538,000L

軽油 30,000L

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成29年12月22日

4 落札者を決定した日 平成30年2月9日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目1番

日通商事株式会社岐阜営業センター

所長 大澤 克己

6 落札金額 84,182,616円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

出 張

(校正済み)

平成三十年四月六日第 二九九三三六号 目次二 三頁下段前から一行目中「終」

は「誤脱」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年三月三十日号外（岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則（岐阜県規
則第二十一号）四頁上段後から七行目中「改め、同項第八十号中「第二十八条」を「第
二十八条第一号」に改め」は、「改め」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年三月二十日第 二九九三三十一号 建築士法第十五条第三号の規定に基づ
指定に関する告示の一部改正（岐阜県告示第百五十号）一六四頁上段後から七行目中
「(注中)」は、「(注)」の誤り。

平成三十年四月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社